

5 防災の方針

(1) 防災の基本的な考え方

大正14(1925)年の北但大震災や平成16(2004)年の台風第23号災害による被災の経験を教訓にして、「自助」「共助」「公助」による災害対応と防災減災に対する市民意識の高揚や取組みを継続するとともに、関係機関と連携した防災減災対策を進めていくものとします。

また、本市の多くを占め、災害に脆弱な中山間地域や市街地周辺部については、災害を未然に防ぐため、また、たとえ被災したとしても人命が失われないことを重視し、災害時の被害を最小化する集落のあり方、抜本的な都市のあり方を、将来に向けて地域とともに考え、災害に強いまちづくり、都市基盤整備を進めていくものとします。

(2) 防災の方針

ア 地震災害に強いまちづくりの推進

(ア) 既成市街地の耐震化、老朽危険空き家対策等の推進

- a 老朽化した木造建築物に対しては、豊岡市耐震改修促進計画に基づき、耐震化を促進するとともに、施設の適正配置や維持管理費を勘案したうえで、公共施設については、順次耐震改修や修繕を進めます。
- b 老朽危険空き家は、豊岡市空家等対策計画に基づき、官民一体となって除却等の対策を進めます。また、その跡地や空き地等は、所有者等とも協議のうえ、可能であれば災害時に避難場所にもなる貴重なオープンスペースとして活用していきます。
- c 歴史的なまちなみの伝統的建築物等については、歴史的資産としての価値に配慮しつつ、耐震性や耐火性等の向上を促進します。

(イ) 施設の強化、代替性の確保

- a 上下水道や港湾施設等については、順次、施設の強化を進めます。
- b 道路施設については、調査・点検結果に基づき順次、補修や更新を進めます。また、道路橋については豊岡市橋梁長寿命化修繕計画に基づき予防保全型の修繕を基本とした長寿命化を推進します。
- c 北近畿豊岡自動車道等の高規格道路や幹線道路、広域農道等を一体的に捉え、緊急時に機能する代替性のある道路交通ネットワークを確立していきます。
- d 津波避難経路及び津波避難場所の整備を促進します。

イ 豪雨災害、土砂災害に強いまちづくりの推進

(ア) 住宅地、集落の土砂災害対策

- a 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及びその周辺の住宅地や集落については、ハード・ソフト一体となった総合的な防災対策により地域住民とともに安全に暮らせる居住環境づくりを進めます。

(イ)災害に強い森づくり、川づくりの推進

- a 緊急防災林整備や里山防災林整備等を推進することで、土砂災害の防止や水源涵養等の森林の公益的機能の回復、維持増進を図ります。
- b 水害による被害の防止及び軽減を図るため、円山川水系等の河川整備を促進し、県の総合治水条例に基づく総合治水に取り組むとともに、市街地の内水対策にも努めます。

ウ 自助、共助、公助による地域防災力の強化

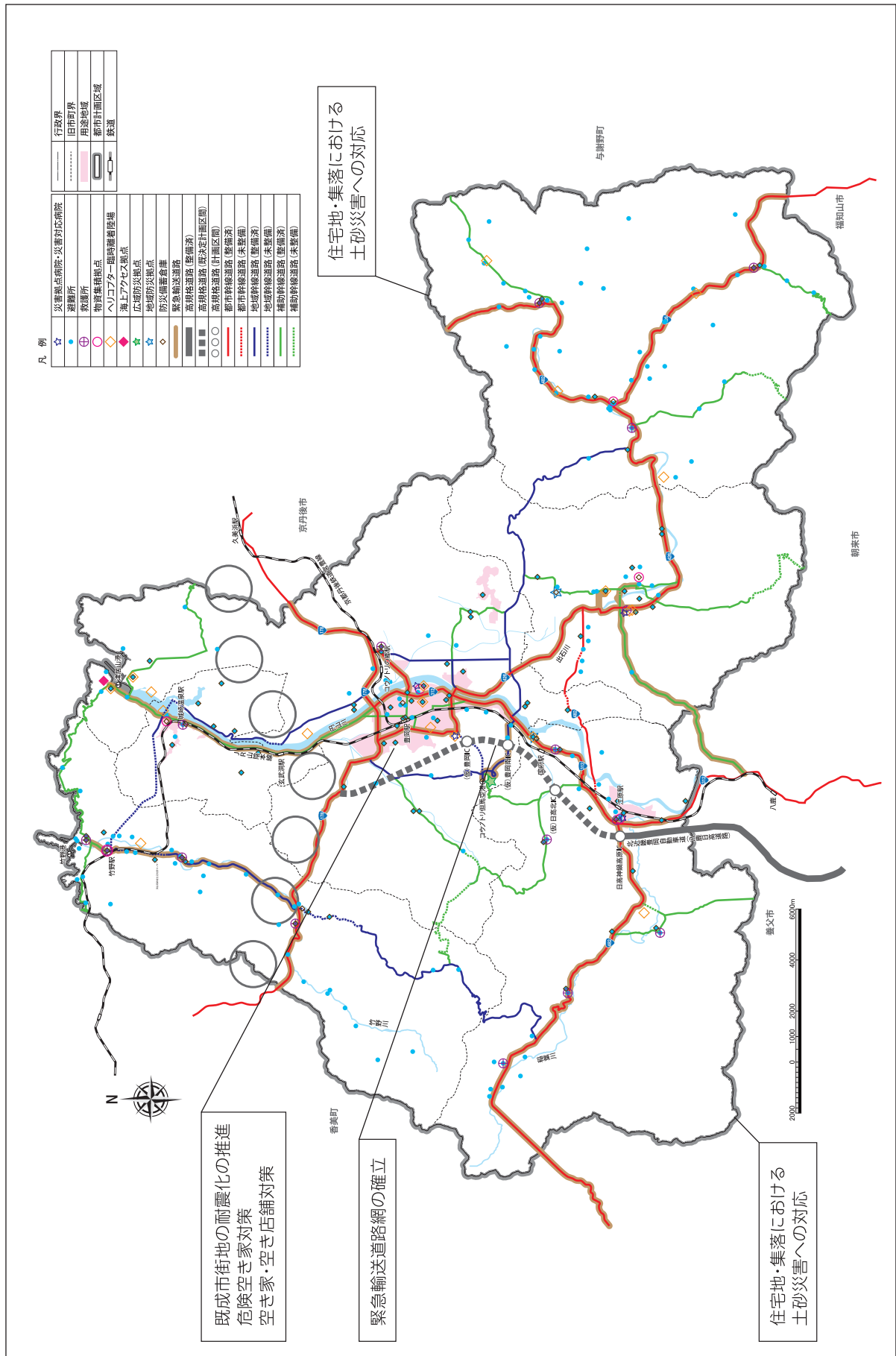
(ア)地域の防災力の強化

- a 自主防災組織や地域組織等が中心となって、防災活動や避難訓練等を継続的に実施する体制づくりを支援するとともに、出前講座の実施や防災マップの活用促進、避難行動要援護者の個別支援計画等の作成支援により、地域の防災教育、防災啓発の充実や防災力向上を図ります。
- b 消防本部と消防団、自主防災組織等との連携による消防、防災体制の強化を図ります。
- c 平成30(2018)年3月に公表された津波浸水想定図の普及啓発を進めるとともに、「避難対策」「災害時要援護者対策」等については、市民、地域(自主防災組織等)、事業者と協働した事前の取組みを強化します。

(イ)防災情報発信力の強化

- a 防災行政無線等により迅速に情報伝達するとともに、登録制メールや一斉同報FAX(インターネットを利用したFAX送信システム)等の多様な情報通信媒体の活用による情報発信力の強化を進めます。
- b 兵庫県と連携し、フェニックス防災システム(兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム)により、災害時の避難勧告・避難指示(緊急)などの防災情報について、全国共通基盤である「Lアラート(災害情報共有システム)」やひょうご防災ネット等を活用して、テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話、スマートフォン等多様な情報通信媒体を通じた地域住民への迅速かつ効率的な情報提供を進めます。





図表4-6. 防災方針図

6 地域環境形成(自然環境、生活環境)の方針

(1) 地域環境形成の基本的な考え方

コウノトリと共に生きるまちづくり、山陰海岸ジオパーク等の地域資源を活かしたまちづくりに取り組みます。

また、環境と経済の共鳴が広がるまちづくり、地域づくりを展開し、持続可能な社会の形成に取り組みます。

(2) 地域環境形成の方針

ア 生物や地域資源と共生する地域環境づくりの推進

(ア)コウノトリと共に生きるまちづくりを推進するため、豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例、第2次豊岡市環境基本計画、豊岡市生物多様性地域戦略等に基づき、環境に配慮したまちづくりを計画的かつ総合的に推進します。

(イ)緑豊かな地域づくりを推進するため、県の緑条例の地域環境形成基本方針に基づき自然環境の保全や自然環境と調和した開発を誘導します。

(ウ)希少な野生動植物の保護を進めるなど、豊かな自然環境を保全します。

(エ)野生動物の生息空間の保全・創造、水源涵養、地理的特徴の保全など、多面的な機能を持つ森林、里山、里地、湿地等については、野生動物共生林整備、住民参加型森林整備等を推進すると共に、環境保全、公益的機能回復、土砂災害対策等による機能の維持増進との繋がりの強化に取り組みます。

(オ)森林や里山については、各種整備を推進することで獣害対策にも取り組みます。

(カ)将来にわたりコウノトリと共に生きる環境を維持するため、環境創造型農業の推進、湿地や河川の保全再生による生物多様性の確保に努めます。また、農村環境、河川・海岸等の環境整備、水質の向上に取り組みます。

イ 環境と調和し負荷を軽減する官民協働の一体的な取組みの推進

(ア)地球温暖化、ヒートアイランド現象の緩和を図るため、公共施設等における緑化及び木質化を推進します。

(イ)住宅地や工業団地では、敷地内の緑化や緩衝緑地の配置など、民間を主体とした周辺環境との調和に配慮した緑化、緑地の確保を誘導します。

(ウ)コウノトリをシンボルとして、経済活動と自然環境が共鳴するまちづくりを推進するため、住宅への地場産材の活用や、景観に配慮した太陽光発電など自然エネルギーの積極的な導入等を進め、資源・エネルギーの循環や効率的利用を促進します。

(エ)環境と調和したまちづくり、地域づくりを、多様な世代の交流の中で官民一体となって進めるため、地域組織や各種団体等と密接に連携して、環境学習等の様々な活動に取り組みます。

ウ 環境と経済等が連携した地域づくりの推進

(ア) 環境と調和した生産活動の展開を推進するため、豊岡の風土に培われた歴史・文化や産業等を保存・再生し、地域づくりへの活用を図ります。

(イ) 豊かで個性的な自然資源を保全、再生、利活用することで、循環型社会の実現や産業の活性化による地域振興を図るバイオマスタウンの実現を目指します。

(ウ) 「環境」と「経済」が共鳴し、互いを高めあうまちを実現するため、豊岡市環境経済戦略に基づき、環境保全への持続的な取組みや環境と内発型地域産業の成長が連動して、経済的に自立するまちづくりを推進します。

(エ) 滞在型観光を促進するため、コウノトリや山陰海岸ジオパークをキーワードに、温泉や海、川、山等の観光資源を繋いだエコツーリズム、ジオツーリズム等を展開します。

※地域環境方針図は、P.63「図表4-5.景観形成・地域環境方針図」を参照のこと。



7 交通網の方針

(1) 交通網の基本的な考え方

北近畿の拠点都市として、快適で求心力のあるまちを創造するため、広域交通基盤の整備により、観光の振興、交流の促進、物流効率の向上等に取り組むものとします。

また、高齢化社会に対応した交通網の維持、充実に、官民一体となって取り組み、中心拠点と地域拠点、生活拠点のネットワークを確保していくものとします。

さらに、道路交通基盤の維持や長寿命化にも継続的に取り組み、無駄のない、有効性と質の高い道路交通環境の整備に取り組むものとします。

(2) 交通網の方針

ア 公共交通の維持、充実

(ア) 官民一体となったバス路線等、地域公共交通の維持、充実

- a 民間路線バス、市街地循環バス(コバス)、市営バス(イナカー)、地域主体交通(チクタク)等の種々の方法を適切に使い分け、中心拠点と地域拠点、生活拠点とを繋ぐ市民の足の確保を図ります。



(イ) 鉄道等の公共交通の維持、充実

- a 都市との交流においては、JR等の鉄道、コウノトリ但馬空港を利用した航空路線を積極的に活用し、本市と市外とのアクセス性の維持、向上に取り組めます。
- b 特に航空路線については、兵庫県等関係機関と連携を図りながら、東京直行便の早期実現に向けた働きかけを強化します。

イ 広域・地域交通基盤の整備

(ア) 高規格道路の整備

- a 北近畿豊岡自動車道は、本市と阪神間の大都市圏を結ぶ重要な広域交通軸であることから、早期完成に向けての整備を促進します。
- b 山陰近畿自動車道は、日本海側の重要な国土軸を担う路線であることから、早期事業化に向けた取組みを促進します。

(イ) 都市幹線道路の整備

- a 国道178号や国道312号、国道426号、国道482号については、本市の都市構造を規定する重要な骨格軸であるため、歩道や交通安全施設の整備、交差点の改良などを促進します。

(ウ)都市計画道路等の地域幹線道路の整備

- a 都市計画道路に指定されている市内の県道や市道等については、近年の社会経済情勢や今後の見通し等を考慮した上で路線毎の必要性を検証しながら、順次整備を進めます。

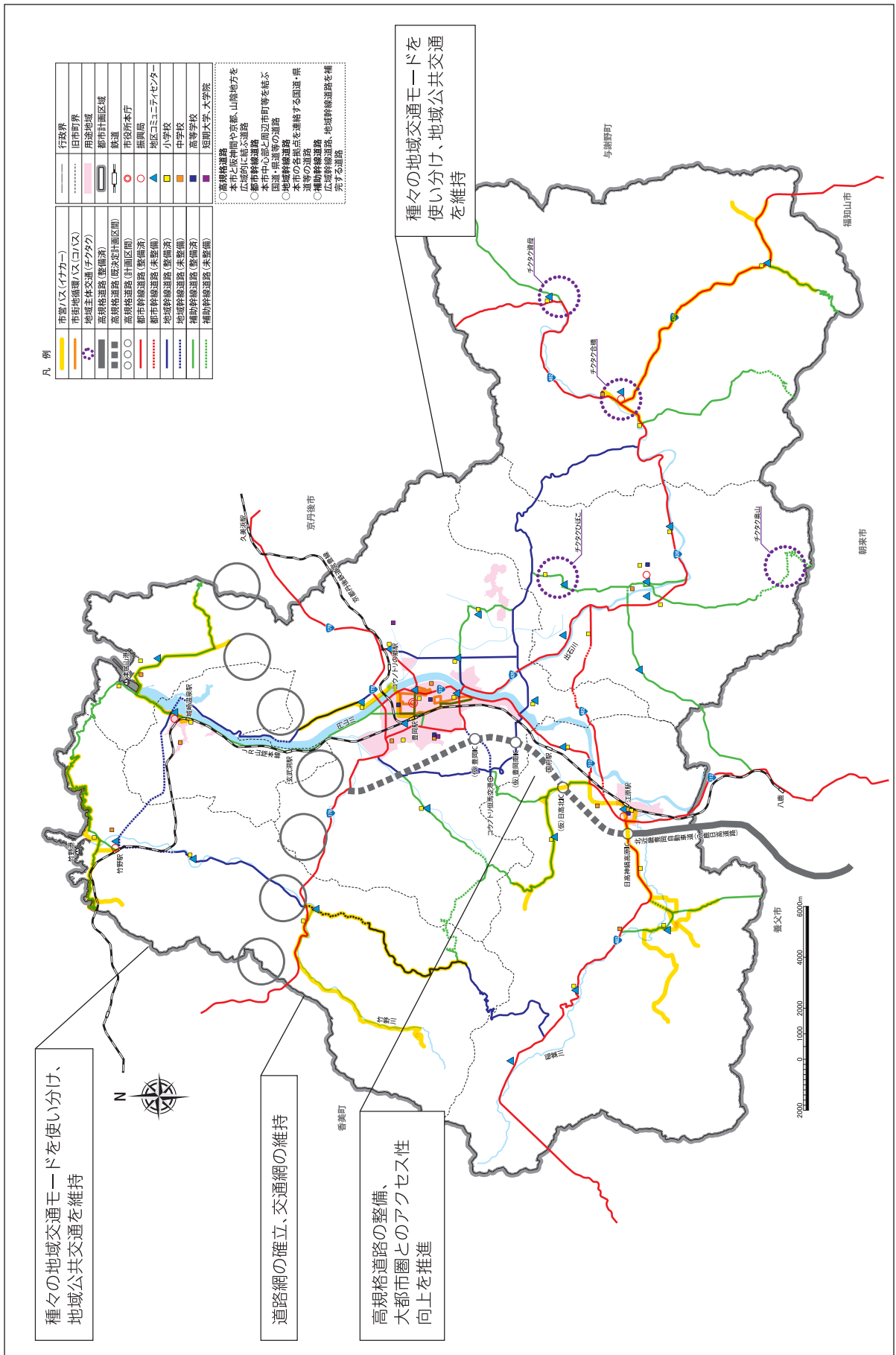
(エ)補助幹線道路となる生活道路の整備

- a 市道等からなる補助幹線道路は、豊岡市道路整備計画に基づき整備します。
- b 歩いて暮らせるまちを実現するために、歩道の整備や段差の解消等のバリアフリー化を推進します。
- c 住宅密集地や集落部の狭あい道路については、地域の合意形成を図ったうえで道路拡幅等を推進します。

ウ 道路交通基盤の維持

- a 橋梁などの道路構造物については、点検を実施し、計画的かつ適切な維持管理、補修等を進め、長寿命化を推進します。





図表4-7. 交通網方針図

8 コミュニティの方針

(1) コミュニティによる地域づくりの基本的な考え方

本市では、「自分たちの地域は自分たちで守る」ということを地域づくりの基本に置き、住民と行政がそれぞれの立場で役割分担し、連携・協力し合う関係を築くために、平成27(2015)年2月に豊岡市新しい地域コミュニティのあり方方針をとりまとめ、地区公民館の区域を単位とした地域づくりを行うための体制づくりに取り組んできました。そして、平成29(2017)年4月には、市内29地区に地域コミュニティ組織が設立され、その拠点として地区公民館がコミュニティセンターへ移行しました。今後は、地域の諸課題に対応する市民に身近な地域組織の一つとして、活動を行っていくこととなっています。このコミュニティセンターは、本都市計画マスタープランの生活拠点の中心に該当します。

また本市では、この取組みを推進するために豊岡市地域コミュニティに関する条例を平成28(2016)年9月に制定し、平成29(2017)年4月1日から施行しています。

本市のまちづくりにおいては、特に市民の生活圏レベルの取組み、地域振興や地域福祉、地域防災等の地域固有の課題に対応した活動について、地縁的な繋がりを大切にしながら、地域と行政が協働で取り組んでいきます。

(2) コミュニティによる地域づくりの方針

ア 生活拠点の充実

(ア) 地域コミュニティ組織の地域振興活動、地域福祉活動、地域防災活動、人づくり活動等の拠点施設として、コミュニティセンターの適切な維持管理に努めます。

(イ) コミュニティセンターが位置する各地区の生活拠点では、商業や教育・文化、福祉、行政等、地域住民の暮らしを支える様々な役割の維持を図ります。

イ パートナーシップによる地域振興、地域福祉、地域防災、人づくり等の地域づくり活動の推進

(ア) 地域振興、地域福祉、地域防災、人づくり等の地域が主体となって取組む地域づくり活動については、地域コミュニティ組織とのパートナーシップの下、きめ細かい施策展開を進めていきます。

(イ) 地域コミュニティ組織と連携し、地域づくりの推進にあたって必要な人材の育成を積極的に進めていきます。

(ウ) 各種都市基盤の整備、地域環境整備にあたっては、地域コミュニティ組織の事業計画や活動内容等も考慮しながら、地域と一体となって進めていきます。